

職員安全衛生管理規程

(目的)

第1条 この規程は、労働安全衛生法（以下「法」という。）の規定により社会福祉法人米原市社会福祉協議会（以下「本会」という。）に勤務する職員（以下「職員」という。）の安全と健康の保持増進および快適な職場環境の形成を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 法の規定に基づき、職員の安全衛生管理の組織として衛生管理者、産業医ならびに衛生委員会を置く。

(衛生管理者)

第3条 衛生管理者は、資格を有する職員のうちから、本会会長が選任する。

2 衛生管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 職員の健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 職員の健康の保持増進のための指導および教育に関すること。
- (3) 職員の健康診断の実施に関すること。
- (4) 職員の健康管理に関する記録、統計の作成およびその整備に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の健康管理に必要な事項に関すること。

(産業医)

第4条 産業医は、会長が委嘱する。

2 産業医は、健康診断の実施等職員の健康の保持増進に対する管理指導や研修業務を行い、必要と認める事項について会長に勧告または衛生管理者を指導助言する。

(衛生委員会)

第5条 衛生委員会の委員数及び構成者は別表のとおりとする。

2 衛生委員会に、委員長および副委員長をおく。委員長は本会が指名し、副委員長は委員長が指名する。

3 委員の任期は、1カ年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員会は、次の事項を調査審議する。

- (1) 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。

(3) 労働災害の原因および再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、職員の健康障害の防止および健康増進に関する重要事項。

イ、衛生に関する規程の作成に関すること。

ロ、衛生教育の実施計画の作成に関すること。

ハ、職員の健康の保持増進を図るために必要な措置の実施計画の作成に関すること。

ニ、その他、委員長が必要と認めた事項。

5 衛生委員会は、毎月1回以上開催し、議事の議事録を作成して、これを3年間保存する。

(安全衛生行事計画)

第6条 本会は、衛生委員の意見を聴いて、毎年3月31日までに翌年事業年度における安全衛生行事計画を策定する。

(健康診断)

第7条 本会は、法の規定に基づき、職員の健康診断を行う。

2 前項の健康診断は、雇入れ時健康診断、定期健康診断、特殊健康診断とし、その実施については安全衛生行事計画に定めるものとする。

(健康管理区分の決定と事後措置)

第8条 本会は、健康診断の結果について、所要の関係資料を添えて衛生管理者に引き継ぐものとする。

2 衛生管理者は、健康診断の結果を産業医に提示し、職員ごとに別に定める健康管理区分の決定を受けるものとする。

3 衛生管理者は、前項の健康管理区分の決定を受けた職員のうち、所要の指導または措置を講じる必要があると認められた職員については、産業医の意見を参酌し、適切な事後措置を講じなければならない。

(健康安全教育)

第9条 本会は、従事する職務の内容に変更があった職員のうち職員の健康の保持増進または安全の確保のために必要があると認める職員、および新たに職員となった者に対して、健康および安全に関する必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第10条 健康管理業務に従事するものは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成19年5月29日から施行する。

この規程は、平成21年9月24日から施行する。

この規程は、平成21年12月4日から施行する。

この規程は、平成24年12月6日から施行する。

別表

構 成 者	委員数
産業医	1名
衛生管理者	1名以上
衛生に関し経験を有する職員のうちから本会が指名した者	若干名